（登録関係事務の休廃止）

第三十九条の十九　指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第三十九条の二十　環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二　第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

三　第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四　第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

五　次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十九条の二十一　第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（指定登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十九条の二十二　指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（環境大臣による登録関係事務の実施等）

第三十九条の二十三　環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2　環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3　環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

（公示）

第三十九条の二十四　環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。

二　第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。

三　第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（手数料）

第三十九条の二十五　次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に納めなければならない。

一　登録を受けようとする者

二　登録証明書の再交付を受けようとする者

三　変更登録を受けようとする者

2　前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（環境省令への委任）

第三十九条の二十六　この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二　第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十八条第二号中「又は第四十六条から前条まで」を「、第四十六条から第四十七条まで又は前条」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第三条　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定（「、第二十一条」の下に「（第三項を除く。）」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条並びに附則第五条（第四項及び第五項を除く。）及び第十条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第十条第一項の登録（旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者（登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。